

「万引き」は、コンビニ、スーパーや書店などのお店でお金を払わず品物を持ち去る、どろぼうのことです。

「万引きしても見つからないければ大丈夫。見つかっても品物を返すか、代金を払って

しまえば罪にならない。」な

どと軽く考えていませんか。また、「お店の人に見つからないように見張りをすることや、万引きした品物をもらっただけで取っていないことなら罪にならない。」と考えている人は

## 「万引き」はどろぼうです!!

いませんか。全部犯罪です。

万引きは、刑法の窃盗罪で10年以下の懲役に該当する犯罪なのです。万引きを繰り返してしまつと、悪いことだと感じなくなり、より重

大な犯罪に平気で手を染めてしまいます。万引

きはお店の人にも大変な迷惑がかかります。絶対にお店の品物を盗んではいけません。

万引きは、どろぼうです。

防犯一口メモ